



横浜事務所 〒221-0056
横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階
TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

赤坂事務所 〒107-0052
東京都港区赤坂 2-23-1 アークヒルズフロントタワー RoP701 号室
TEL 03-6435-5255 FAX 03-6435-5256

非営利法人の活用

トヨタ自動車は平成26年3月期の決算において一般財団法人の設立とその法人への自己株式の処分に関して株主総会へ議案をあげ、6月に可決されました。スキームとしては簡単に言ってしまうと一般財団法人を設立し、自己株式を1株1円で3000万株有利発行するというものです（実際は信託を設定しています）。リリースから推測しますと一般財団法人の目的が「自動車産業の発展など（要旨）」となっていることから、非営利徹底型であると思われます。今回のスキームにより一般財団法人が取得した株式について「株価-1円」部分の受贈益に対して法人税は課税されません。トヨタの株価が1株6000円程度ですから $(6000円-1円) \times 3000万株 = 17,997,000万円$ （約1800億円！）の受贈益が無税で移転されると想定されます。税効果の概算は40%として720億円です。

この一般財団法人はトヨタ株式からの配当金を原資として、自動車関連のNPO・研究機関が行う取り組みを、グローバルに、かつ安定的に助成することで公益を担うとしています。予定される配当金は35億円～45億円（現在の株価からの配当利回り約2.5%程度）です。こちらも非課税となります。しかし、配当に関して源泉徴収（20.42%）された税金は取り戻せません。

あくまで個人的な見解ですが、公益的な事業の陰に、はっきりとはわかりませんが将来におけるトヨタの税務戦略のようなものがチラッと見えたような気がします。つまり、将来は法人税率引下げの財源として課税ベースの拡大が検討されており、その対象として研究開発費の優遇の縮減もあります。したがって、非営利法人からの助成を利用した外部研究機関の活用を考えているのではないのでしょうか。それに加え豊田家の相続対策でもあるのだろうと勘繰るのは職業病でしょうか。

現金が給付されるお得な制度！

消費税率の引き上げは、新たに住宅を購入する人にとって大きな負担になることは間違いありません。そこで、増税後の住宅購入者を対象に2014年4月から2017年12月まで、「すまい給付金」という制度が実施されています。これは増税による負担を軽減させるために導入されている制度です。住宅ローン税額控除は、支払っている所得税等を控除する仕組みであるため、所得が低い方ほどその効果が小さくなります。すまい給付金は現金給付であり、負担する税金が少ない人ほど給付額が多くなる制度です。これからマイホーム取得を考えている人は要チェックかと思います。すまい給付金を受けるにはいくつかの条件があるので確認の必要があります。まず、消費税が非課税とされている個人間の売買は対象外となるため注意が必要です。また、引き上げ後の消費税率が適用されているということも要件となります。消費税額は原則として引渡し時点の税率で決定されるので、2014年4月から2017年12月までの間に住宅の引渡しを受け、この期間中に入居が完了していなければなりません。つまり、引渡しのタイミングがいつなのかをしっかりと把握しておく必要があります。収入額の目安について、国土交通省のホームページによれば「消費税率8%時は収入額の目安が510万円以下の方を対象に最大30万円、10%時は収入額の目安が775万円以下の方を対象に最大50万円給付すること」とされています。給付の対象となる住宅にも条件があります。床面積が50㎡以上であることや第三者機関の検査を受けた住宅であることなどです。また、新築住宅や中古住宅、住宅ローン利用の有無で要件が異なるので確認が必要になります。すまい給付金は、すまい給付金事務局に郵送にて申請することや、全国に開設するすまい給付金申請窓口で直接申請することができます。なお、住宅事業者等が申請手続きを代行することもできます。すまい給付金事務局は、すまい給付金の申請内容を審査し、申請した方がすまい給付金の交付対象者に該当することを確認した上で、その方の指定した口座にすまい給付金を振り込みます。申請書類に不備がない場合、申請から概ね1.5月から2月程度ですまい給付金が振り込まれることとなります。